

国立国会図書館

議会による情報機関の監視

—イタリア議会、ベルギー議会及び欧州議会—

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 926 (2016. 11. 8.)

はじめに

I イタリア議会

- 1 共和国の安全に関する議会委員会
- 2 委員会の役割
- 3 委員会の活動及び課題

II ベルギー議会

- 1 情報・保安機関監視常設委員会
- 2 下院の特別委員会

III 欧州議会

- 1 欧州連合における安全保障・情報活動の所管等
- 2 市民の自由・司法・内務委員会
- 3 秘密情報の取扱い

おわりに

- イタリア議会では常設の両院合同委員会が情報機関の監視機能を担っている。
- ベルギーでは、下院が任命した専門家から成る独立機関が情報機関の活動を監視し、下院に置かれた常設の特別委員会が当該機関を監督している。
- 欧州議会で情報活動に関する事項を扱う常任委員会として、市民の自由・司法・内務委員会がある。
- 各国でテロが頻発するようになった現在、テロ対策としての情報機関の活動が活発化しており、時に人権侵害を招きかねないその活動の監視の重要性も増している。

国立国会図書館調査及び立法考査局

政治議会課 (高澤 美有紀・帖佐 廉史)

海外立法情報課 (芦田 淳)

はじめに

2015（平成 27）年 3 月、第 189 回国会において、国会の両議院に新たに設置された情報監視審査会¹が活動を開始した。情報監視審査会は、①行政における特定秘密²の保護に関する制度の運用を常時監視するための特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施の状況に関する調査、②国政調査権に基づく特定秘密の提出要求に係る行政機関の長の判断の適否等の審査を任務とする。これに対し、欧米主要国の議会では、特定秘密に相当する秘密の指定の適否を常時監視する仕組みは見当たらない一方、情報機関の活動を常時監視し、必要に応じて秘密を含む情報の提供を受ける仕組みが設けられている。

本稿は、アメリカ、イギリス、ドイツ及びフランスの議会による情報機関の監視の概要を紹介した調査資料³に引き続き、イタリア議会、ベルギー議会及び欧州議会における仕組みの概要を紹介するものである。

I イタリア議会

1 共和国の安全に関する議会委員会

イタリア議会において情報機関の監視を担当している「共和国の安全に関する議会委員会（Comitato parlamentare per la sicurezza della Repubblica. 以下 I において「委員会」という。）」は、2007 年 8 月 3 日の法律第 124 号「共和国の安全に関する情報管理体制及び機密に関する新たな規律」⁴により設置された常設の両院合同委員会である⁵。

立法期⁶の開始から 20 日以内に、両院議長は、5 人の下院議員及び 5 人の上院議員を委員会の委員に指名する。指名は、与党と野党の代表が同数となるようにするとともに、院内会派の構成員数に比例して行われる。また、委員長は、委員の多数決により、野党側の委員から選出される。ただし、2016 年 7 月 21 日の法律第 145 号「国際的任務に対するイタリアの参加に関する規定」⁷第 20 条第 1 項は、第 17 立法期（2013 年 3 月～）中に限り、各議院から 1 人の国会議員を委員会の委員に追加することを規定した。

2016 年 10 月 1 日時点において、委員長、副委員長及び幹事長のいずれも上院議員が務めている。その所属政党は委員長が北部同盟、副委員長が「人民の領域」（中道右派）、幹事長が民主党となっている。その他の委員は、上院議員 3 人（所属政党は、「5 つ星運動」2 人、「フォル

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2016 年 10 月 31 日である。

¹ 「国会法」（昭和 22 年法律第 79 号）第 102 条の 13

² 「特定秘密の保護に関する法律」（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項参照。

³ 古賀豪ほか『欧米主要国の議会による情報機関の監視』（調査資料 2014-1-b 基本情報シリーズ⑩）国立国会図書館調査及び立法考査局，2014。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8753659_po_201401b.pdf?contentNo=1>

⁴ Legge 3 agosto 2007 n.124, Sistema di informazione per la sicurezza della Repubblica e nuova disciplina del segreto.

⁵ かつて、1977 年 10 月 24 日の法律第 801 号「情報・安全サービスの創設及び制度並びに国家機密の規律」（Legge 24 ottobre 1977 n.801, Istituzione e ordinamento dei servizi per le informazioni e la sicurezza e disciplina del segreto di Stato.）により、議会に各議院につき 4 人の議員から成る情報機関の統制を行う合同委員会が設置されていたが、2007 年法律第 124 号により廃止された。

⁶ 立法期（legislatura）とは、総選挙から次の総選挙までの期間で、解散がない限り 5 年間である（“Glossario.” Senato della Repubblica website <https://www.senato.it/3563?glossario=9&glossario_iniziale=L>）

⁷ Legge 21 luglio 2016 n.145, Disposizioni concernenti la partecipazione dell'Italia alle missioni internazionali.

ツァ・イタリア」1人)、下院議員6人(民主党4人、「左翼・環境・自由」(旧共産党系)1人、5つ星運動1人)で構成されている⁸。

委員会の活動費用は、上院と下院が折半して負担する。

委員会は、両院議長の決定に従い職員及び施設を使用することができる。

2 委員会の役割

委員会は、情報機関の活動が、憲法及び法律を遵守して、専ら共和国及びその制度の防衛の目的で行われているか否かを審査する。委員会は、次の4つの機能を有する。①行政政府の情報機関である安全保障情報局(Dipartimento delle informazioni per la sicurezza)、国外情報・安全庁(Agenzia informazioni e sicurezza esterna)及び国内情報・安全庁(Agenzia informazioni e sicurezza interna)の活動に対する統制機能、②首相が情報機関の組織に関する規則を制定するとき、及び情報機関の幹部を指名するときに意見を述べる諮問機能、③情報機関の不正を発見した場合に、首相に調査を求める警告機能、④委員会の活動に関する情報を提供し、問題についての意見を述べる年次報告書を議会に提出する報告機能である。

なお、安全保障情報局は、2007年法律第124号で首相府に設置され、情報機関相互の調整、情報機関、軍及び警察等からの情報の集約等を行う機関である。また、国外情報・安全庁及び国内情報・安全庁も、同法による情報機関の改組により設置された機関であり、それぞれの長は首相が任命する。前者は、国外からの脅威に対して国家の独立、統合及び安全を防衛するために有益な全ての情報を収集し、処理する任務を有する。これに対して、後者の任務は、国家内の安全及び民主的制度を、あらゆる脅威、あらゆる破壊活動及びあらゆる形態の犯罪行為又はテロ行為から防衛するために有益な情報の収集及び処理である。

(1) 委員会による統制

委員会は、情報機関の長からの説明聴取を定期的に行うほか、必要に応じ情報機関の職員等からの説明聴取を行うことができる。また、委員会は、一部の例外を除き、司法機関、議会及び行政機関の取得した関連文書の写しを要求することができる。共和国の安全、諸外国との関係等の理由により、当該文書の提出が拒まれた場合には、首相の判断に委ね、首相は30日以内に秘密とすることが正当か否かを決定する。

(2) 委員会に対する通知義務

首相は、6か月ごとに、情報活動に関する報告書を委員会に提出する。当該報告書には、①安全に関する状況及び脅威の分析、②安全保障情報局、国外情報・安全庁及び国内情報・安全庁の財政状況、③これら2庁による個人データ収集の基準、④情報機関の職員の構成及び採用に関する情報を記載するものとされる。このほかにも、首相は、①上記2庁により行われた活動で首相の許可を必要とするもの、②刑事訴訟法典第270条の2に基づく司法当局からの確認の要求⁹、③安全保障情報局及び上記2庁による記録の作成について委員会に適時に通知する。

⁸ このうち、民主党及び左翼・環境・自由が与党、その他の政党が野党である。

⁹ 刑事訴訟法典(Decreto del presidente della Repubblica 22 settembre 1988 n.447, Approvazione del codice di procedura penale.)第270条の2によれば、司法当局は、訴訟において使用するために通信傍受により得た情報が国家機密に該当するか確認を受けるために、首相に当該情報を伝達することとされている。

さらに、委員会に対し、安全保障情報局は、首相の発した委員会の権限に関わる全ての命令等
を通知し、内務大臣、防衛大臣及び外務大臣は、それぞれの情報活動に関する規則を提出する。

(3) 議会に対する報告

委員会は、実施した活動とともに、委員会が権限を有する問題についての意見及び報告を述
べるため、議会に年次報告書を提出する。委員会は、年度の途中であっても、情報又は緊急報
告書を議会に提出することができる。これとは別に、政府は、毎年2月までに、前年の情報活
動に係る政策及びその結果についての報告書を議会に提出する。

(4) 秘密漏示の処罰

委員会の会議及び委員会が作成した全ての文書は、原則として秘密とされる（会議録にも、
日時、議題、参加者程度しか記載されていない。）。委員会の委員及び職員等は、その職務を離
れた後であっても、委員会の活動を通じて知り得た情報は秘密にしなければならない。秘密の
漏示は、より重大な罪に当たる場合を除いて、公務上の秘密の漏示及び利用について規定した
刑法第326条¹⁰により処罰される。国会議員が秘密を漏示した場合には、刑罰が3分の1から
2分の1までの間で加重される。秘密を流布した者も、より重大な罪に当たる場合を除いて、
同条により処罰される。

3 委員会の活動及び課題

第17立法期を例に採れば、立法期開始から2016年9月末までの期間に、235回の会議が開
催され（月平均に換算すれば6回程度）、その議題の6割程度が情報機関等からの説明聴取と
なっている。中でも聴取対象となることが多いのは、安全保障情報局、国外情報・安全庁及び
国内情報・安全庁それぞれの長である¹¹。そのほかには、首相及び各大臣、警察関係者、司法関
係者、個人データ保護に関する独立委員会の長等からの説明聴取が実施されている。また、説
明聴取以外では、首相の提出した情報活動に関する報告書や、情報機関に対する人員及び財源
の配分に関する規則案についての審議等が実施されている。

年次報告書には、実施した活動等のほか、取得した文書及び実施した説明聴取の概要が掲載
されている。第17立法期において、年次報告書以外には、2003年から2004年までにかけて情
報機関が収監中のマフィア関係者から情報を得ようとした計画等に関する報告書（2015年3月）
が作成されている。

¹⁰ 刑法典 (Regio Decreto 19 ottobre 1930 n.1398, Approvazione del testo definitivo del Codice penale.) 第326条は、
次のとおり規定する。

官公吏又は公務負担者が、その職務若しくは役務に伴う義務に違反し、又は何らかの方法でその資格を濫用し
て、秘密を保持すべき職務上の情報を漏示し、又は何らかの方法でその〔情報についての〕認識を容易にしたとき
は、6月以上3年以下の懲役に処する。

〔当該認識を〕容易にしたことが単に過失によったときは、1年以下の懲役に処する。

官公吏又は公務負担者が、自身又は第三者に不正な財産的利益を得させるために、職務上の秘密情報を違法に
使用したときは、2年以上5年以下の懲役に処する。当該行為が、本人若しくは第三者に不正な非財産的利益を得
させるため又は第三者に不正な損害を与えるために行われたときは、2年以下の懲役に処する。

¹¹ イタリア議会ウェブサイトの数値によれば、3者からの説明聴取回数は、それぞれ19回、18回、12回となっている。
“Comitato parlamentare per la sicurezza della Repubblica: XVII Legislatura.” Parlamento Italiano website <<http://www.parlamento.it/notes9/Web/17LavoriNewV.nsf/OdGSicurezzaCommWebLeg?ReadForm&id=10/2016/17>>

課題としては、委員会の委員が専門的な知識を得るための時間が限られており、また、政治的な理由から委員の交代が多いため、監視の継続性の維持が困難との指摘がある¹²。

II ベルギー議会

ベルギーでは、情報機関の活動を直接的に監視するのは議会の下院が任命する専門家から成る独立機関であり、これを下院に置かれた常設の特別委員会が監督する仕組みとなっている。このような仕組みを採用したのは、権力の分立という国家組織の基本原理に鑑み、立法府が行政機関を直接統制することを避けたためとされる¹³。

1 情報・保安機関監視常設委員会

情報機関による情報活動を監視する独立の機関として、情報・保安機関監視常設委員会（以下「情報常設委員会」という。）¹⁴が置かれている。これは、1991年の「警察及び情報機関並びに脅威度分析調整機関の監視に関する組織法律」（以下「1991年法」という。）¹⁵に基づき設置されたもので¹⁶、1993年から任務を開始した。情報常設委員会の設置の背景には、情報機関に対する監督の欠如が問題視されたこと、スキャンダル等が発生したことや議会の調査委員会がその活動を批判したことがある¹⁷。

(1) 組織

情報常設委員会は、委員長1人（司法官）、委員2人の計3人で構成され、それぞれ2人の代理が置かれる。委員長及び委員は、市民的権利及び政治的権利を享有し、刑事法等の修士号及び7年以上の実務経験を有する35歳以上のベルギー在住のベルギー人の専門家であって、適性評価を受けたものの中から、任期6年間（再任可能）で、下院が任命する。公選職、警察常設委員会¹⁸の委員等と兼職することはできない。¹⁹

¹² Federico Fabbrini and Tommaso F. Giupponi, “Parliamentary and specialised oversight of security and intelligence agencies in Italy,” Policy Department C: Citizens’ Rights and Constitutional Affairs, European Parliament, ed., *Parliamentary Oversight of Security and Intelligence Agencies in the European Union*, Brussels: European Parliament, 2011, p.246. <<http://www.europarl.europa.eu/document/activities/cont/201109/20110927ATT27674/20110927ATT27674EN.pdf>>

¹³ “La Chambre contrôle et accompagne le Comité P et le Comité R,” *Magazine*, n°17, mai 2016, p.9. <https://www.lachambre.be/kvvcr/pdf_sections/pri/magazine/017_Magazine_FR_WEB.pdf>

¹⁴ Vast Comité van Toezicht op de inlichtingen- en veiligheidsdiensten (Vast Comité I)/Comité permanent de contrôle des services de renseignements et de sécurité (Comité permanent R). 原文の略称では、「情報」(inlichting/rendement)を意味する言葉の頭文字が用いられているが、オランダ語とフランス語では異なることから、本稿では、「情報常設委員会」という略称を用いる。なお、組織名等の原つづり・略称でオランダ語とフランス語が異なるときは(オランダ語/フランス語)で表記する。

¹⁵ Wet tot regeling van het toezicht op politie- en inlichtingendiensten en op het Coördinatieorgaan voor de dreigingsanalyse/Loi organique du contrôle des services de police et de renseignement et de l’Organe de coordination pour l’analyse de la menace.

¹⁶ 1991年法第28条

¹⁷ Lode Van Outrive, “Les services de renseignement et de sécurité,” *Courrier hebdomadaire du CRISP*, N°1660-1661, 1999/35-36, pp.10, 64. <http://www.comiteri.be/images/pdf/publicaties/services_rendement_et_scurit.pdf>

¹⁸ 正式名称は、「警察監視常設委員会: Vast Comité van Toezicht op de politiediensten (Vast Comité P)/Comité permanent de Contrôle des services de Police (Comité permanent P)」。下院が任命する専門家から成る警察の活動を監視するための独立機関であり、情報常設委員会と同様に、1991年法に基づき設置された。

¹⁹ 1991年法第28条及び第30条第1項

情報常設委員会には、調査員 5 人から成る調査部、書記 1 人²⁰その他の職員が置かれている²¹。

(2) 役割

情報常設委員会は、情報・保安機関である国家安全保障局（VSSE）²²及び総合情報安全保障局（ADIV/SGRS）²³並びに脅威度分析調整機関（OCAM）²⁴及び OCAM に情報を提供する各種機関を監視対象としている。情報常設委員会は、自発的に、又は下院、所管大臣若しくは OCAM の長の要請に基づき、情報機関の活動に関する調査を行う²⁵。情報常設委員会は、人権の保護、情報・保安機関間の調整及び有効性の観点から、情報機関等の活動等を調査し²⁶、情報機関等の活動に関して受けた苦情・告発を処理する²⁷。また、情報常設委員会は、年次報告書及び下院の要請に基づく調査の報告書等を両議院に提出しなければならない²⁸。

免責特権等の対象者を除き、情報常設委員会は必要と認めた者から聴取することができる。情報常設委員会から秘密情報の開示を求められた場合には、情報機関の職員等は、原則として求められた情報を提供しなければならない。²⁹

委員及び書記は、適性評価を受ける³⁰。委員、書記、調査員及び職員は、退職後に至るまで秘密保持義務を負い、秘密をみだりに漏らした委員等は、処罰される³¹。

(3) 活動状況

2014 年に、情報常設委員会は、9 件の調査を終了した。うち 2 件は後述の下院委員会の要請、5 件は苦情等の申立て、2 件は職権により開始したものである。また、情報機関の 1,282 件の情

²⁰ 書記は、市民的権利及び政治的権利を享有し、オランダ語及びフランス語を理解し、法律学の修士号及び 2 年以上の実務経験を有する 30 歳以上のベルギー在住のベルギー人であって、適性評価を受けたものの中から下院が任命する（1991 年法第 29 条）。

²¹ Comité permanent de contrôle des services de renseignement et de sécurité, *Rapport d'Activités 2014*, Antwerpen-Cambridge: Intersentia, 2015, p.109. <http://www.comiteri.be/images/pdf/Jaarverslagen/Activiteitenverslag_2014.pdf>

²² 司法大臣が所管する組織で、国内外の安全、民主主義・憲法的秩序等の維持、国の秘密情報に接するために適性評価を受ける者の調査、外国の首脳等の警護等を任務とする。“Sûreté de l’Etat.” Service Public Fédéral Justice website <http://justice.belgium.be/fr/service_public_federal_justice/organisation/services_et_commissions_independants/surete_de_l_Etat>

²³ 防衛大臣が所管する組織で、領土の保全、国防計画、軍の任務の遂行等に対する脅威に関する情報の収集・分析等を任務としており、国家安全保障局同様、国の秘密情報に接するために適性評価を受ける者の調査も行う。“Que sont les services belges de renseignement et de sécurité?” Comité permanent de contrôle des services de renseignement et de sécurité website <<http://www.comiteri.be/index.php/fr/34-pages-fr/297-que-sont-les-services-belges-de-renseignement-et-de-securite>>

²⁴ 「脅威度分析に関する法律」（Wet betreffende de analyse van de dreiging / Loi relative à l'analyse de la menace. 2006 年制定）に基づいて設置され、司法大臣及び内務大臣が共管する組織である。構成員は、司法大臣及び内務大臣の共同提案に基づいて国王により任命される。OCAM は、情報機関等から提供を受けた情報を分析し、テロリスト等による国内外の安全等に対する脅威の戦略的評価等を行い、政府等に報告することを任務としている。（同法第 5 条、第 7～10 条）

²⁵ 1991 年法第 32 条

²⁶ 1991 年法第 33 条

²⁷ 1991 年法第 34 条

²⁸ 1991 年法第 35 条

²⁹ 1991 年法第 48 条

³⁰ 1991 年法第 28 条及び第 29 条

³¹ 1991 年法第 64 条。同条第 2 項は、法律又は内部規律に関する規則で定める場合以外の場合に秘密を漏らした委員等について、刑法典第 458 条を妨げることなく、8 日以上 1 年以下の自由刑若しくは 600 ユーロ（法文上は 100 フラン）以上 24,000 ユーロ（法文上は 4,000 フラン）以下の罰金に処し、又はこれらを併科する旨を定める。なお、刑法典第 458 条の罰則は、8 日以上 6 か月以下の自由刑及び 100 ユーロ以上 500 ユーロ以下の罰金の併科である。ベルギー・フランのユーロ換算については、情報常設委員会事務局からの回答に基づく。

報収集方法について承認した。うち 1,132 件が国家安全保障局に関するもので、150 件が総合情報安全保障局に関するものであった。なお、情報交換及び実施中の合同調査についての協議を目的として警察常設委員会との合同会議を 4 回開催している。³²

2015 年 11 月のパリ同時多発テロを受けて情報常設委員会により行われた調査では、情報機関が入手した情報が OCAM を通じて共有されることになっているにもかかわらず、情報共有のためのシステムに様々な問題があることが指摘された³³。

2 下院の特別委員会

議会において情報常設委員会の活動を監督するのは、1991 年法に基づき下院に置かれた「警察監視常設委員会及び情報・保安機関監視常設委員会の監督特別委員会」（以下「下院委員会」という。）である³⁴。2014 年の第 6 次統治機構改革の一環として上院の権限が見直されたことに伴い、1991 年法が改正され、常設の特別委員会³⁵として下院に設置された³⁶。改正前は、下院に警察常設委員会を監督するための委員会が、上院に情報常設委員会を監督するための委員会がそれぞれ置かれていた。

(1) 組織

下院委員会の委員は、下院の総選挙後に、下院が選任する。各会派から最低 1 人の委員が選任される。³⁷

現在の下院委員会は、委員長（新フランドル同盟）、副委員長 2 人（オランダ語系自由党、オランダ語系キリスト教政党）、委員 13 人（新フランドル同盟 3 人、フランス語系社会党 2 人、フランス語系自由党 2 人、オランダ語系キリスト教政党 2 人、オランダ語系自由党 1 人、オランダ語系社会党 1 人、環境政党 1 人、フランス語系キリスト教政党 1 人）で構成されている³⁸。

(2) 役割等

下院委員会は、情報常設委員会に対し、情報機関の活動に関する調査を要請するとともに、情報活動に関する法案、勅令、通知その他の文書について諮問し、情報常設委員会により提出

³² Comité permanent de contrôle des services de renseignement et de sécurité, *op.cit.*(21), pp.7, 72, 110.

³³ Thomas Gadisseux, “Terrorisme: le Comité R sévère avec les renseignements belges,” *rtbf*, 27 avril 2016. <https://www.rtbf.be/info/belgique/detail_le-comite-r-severe-avec-les-renseignements-belges?id=9281302>

³⁴ 1991 年法第 66 条の 2。Bijzondere commissie belast met de parlementaire begeleiding van het Vast Comité van Toezicht op de politiediensten en van het Vast Comité van Toezicht op de inlichtingen- en veiligheidsdiensten/Commission spéciale chargée de l’accompagnement parlementaire du Comité permanent de Contrôle des services de Police et du Comité permanent de Contrôle des services de renseignement et de sécurité。名称は、Chambre des représentants, “Statistiques par Commission: Session Ordinaire 2014-2015,” *Rapport d’Activité Session ordinaire 2014-2015*. <<https://indd.adobe.com/view/f26776ea-b5a6-48e4-b2ba-d76125365b7d>>による。

³⁵ ベルギー議会下院における特別委員会とは、法案その他の議案の審査以外の特定の任務を担う委員会をいう（“La Chambre des représentants: Les Commissions,” *Fiche info parlementaire*, n°12.02, 12.6.2014. Chambre des représentants de Belgique website <https://www.lachambre.be/kvvcr/pdf_sections/pri/fiche/fr_12_02.pdf>）。

³⁶ Comité permanent de contrôle des services de renseignement et de sécurité, *op.cit.*(21)

³⁷ 下院議事規則 (Règlement de la Chambre des représentants) 第 149 条。なお、院内で会派と認められるためには 5 人以上の会派構成員を要する (同規則第 11 条第 2 項)。

³⁸ “Composition de la commission: Comité Permanent P et R.” Chambre des représentants de Belgique website <<https://www.lachambre.be/kvvcr/showpage.cfm?section=/comm&language=fr&cfm=/site/wwwcfm/comm/com.cfm?com=9654>> 新フランドル同盟、オランダ語系自由党、オランダ語系キリスト教政党、フランス語系自由党は与党である。

された調査報告書を審査するほか、その予算案の審査を行う³⁹。

下院委員会は、3 か月に 1 回以上、情報常設委員会の委員長又は委員との会議を開く。このほか、下院委員会の委員の過半数又は情報常設委員会の委員長若しくは委員の過半数の求めがあった場合に、会議を開くことができる。⁴⁰

下院委員会は、議会外の個人又は組織に意見を聴くことができる⁴¹。

下院委員会の会議は、原則非公開で行われる⁴²。情報常設委員会の文書は警察常設委員会のものとは別の期日に扱い、年次報告書も、それぞれ別の期日に審査する⁴³。情報常設委員会の報告書は、下院委員会委員のみに個別に配付され、一部の報告書は下院委員会の事務局における閲覧のみが可能であり、閲覧の際には、メモ、コピー、口述録音機の使用は禁じられている⁴⁴。下院委員会の議事録は、印刷・配布はされないが、下院委員会の事務局において委員が閲覧することはできる⁴⁵。

下院委員会の委員の適性評価に関する規定はない。下院委員会の委員は、提供された秘密情報に関して守秘義務を負い、これに違反したときは、当該立法期⁴⁶中、守秘義務が課される院内組織の構成員となる資格等の停止、3 か月分の歳費月額額の 20%減額等の懲罰の対象となる⁴⁷。

2014～2015 年会期中に、下院委員会は 10 回の非公開の会議を開いている⁴⁸。

III 欧州議会

1 欧州連合における安全保障・情報活動の所管等

EU（欧州連合）加盟国の情報機関の活動は、各加盟国の所管事項であり、欧州連合条約でも国家安全保障は各加盟国が単独で責任を負うことが規定されている⁴⁹。テロリストによる攻撃といった安全保障上の脅威の防止も各加盟国の所管事項である一方で、こうした犯罪を処罰するためには加盟国間の司法協力等が必要とされており⁵⁰、EU には、欧州警察機関（European

³⁹ “What is the difference between the Standing Committee I and the Monitoring Committee of the Chamber of Representatives responsible for monitoring the Standing Committee P and the Standing Committee I?” Comité permanent de contrôle des services de renseignement et de sécurité website <<http://www.comiteri.be/index.php/en/39-pages-gb/307-what-is-the-difference-between-the-standing-committee-i-and-the-monitoring-committee-of-the-chamber-of-representatives-responsible-for-monitoring-the-standing-committee-p-and-the-standing-committee-i>>; “La Chambre contrôle et accompagne le Comité P et le Comité R,” *op.cit.*(13), pp.8-9.

⁴⁰ 1991 年法第 66 条の 2 第 3 節

⁴¹ 下院委員会の内部規律に関する規則（2015 年 3 月 26 日下院本会議において可決。以下「内部規則」という。）第 5 条

⁴² 内部規則第 1 条

⁴³ 内部規則第 3 条第 1 項。下院の要請に基づく情報常設委員会及び警察常設委員会の合同調査の結果を審査する場合は、この限りでない（同条第 2 項）。

⁴⁴ 内部規則第 8 条

⁴⁵ 内部規則第 6 条

⁴⁶ 下院議員の任期（解散がない限り 5 年間）と同じ期間（“La Chambre des représentants: Fonctionnement,” *Fiche info parlementaire*, n°13.00, 1.6.2014. Chambre des représentants de Belgique website <https://www.lachambre.be/kvvcr/pdf_sections/pri/fiche/fr_13_00.pdf>）。

⁴⁷ 1991 年法第 66 条の 2 第 4 節、内部規則第 7 条及び下院規則第 67 条。退職後も守秘義務を負う。

⁴⁸ *Chambre des représentants, op.cit.*(34)

⁴⁹ 欧州連合条約（Treaty on European Union）第 4 条第 2 項。“DRAFT AGENDA INTERPARLIAMENTARY COMMITTEE MEETING European Parliament - National Parliaments Conference on the Democratic oversight of Intelligence Services in the European Union,” p.2. European Parliament website <<https://polcms.secure.europarl.europa.eu/cmsdata/upload/fca424b-b6bc-4388-a2a8-1020be7b3a91/Draft%20agenda%20for%20web.pdf>>

⁵⁰ *ibid.*

Police Office: Europol. 以下「Europol」という。) ⁵¹、欧州司法機構 (European Union's Judicial Cooperate Unit: Eurojust) ⁵²等の協力組織が置かれている。

2 市民の自由・司法・内務委員会

欧州議会の常任委員会で情報活動に関する事項を扱うものとして、市民の自由・司法・内務委員会 (Committee on Civil Liberties, Justice and Home Affairs: LIBE. 以下「LIBE」という。) ⁵³がある⁵⁴。

(1) 役割・所管事項

欧州議会の常任委員会は、立法提案に関する審査報告書その他の報告書の採択、立法に関する閣僚理事会⁵⁵との交渉を行う交渉チームの指名、専門家からの意見聴取による調査、EU 機関の活動の審査等を任務とする⁵⁶。

第 8 議会期 (2014～19 年) の LIBE の所管事項は、2014 年 1 月の常任委員会の権限と責務に関する欧州議会決定⁵⁷で定められている。これによれば、LIBE は、域内の市民の権利保護、差別への対抗措置 (性差別並びに職場及び労働市場における差別を除く。)、個人情報保護、自由・安全・司法の領域の確立及び発展 (テロ犯罪等に関する警察・司法協力等)、欧州の各種警察・司法機関に関する事項等を所管する⁵⁸。

(2) 構成

委員は、会派及び無所属議員から推薦された候補者の中から、議事協議会⁵⁹の提案に基づいて選出され、可能な限り欧州議会の構成を反映するものとされている⁶⁰。2016 年 10 月現在、LIBE は 60 人の委員で構成され、現在の委員長は、社会民主進歩同盟のクロード・モラエス (Claude Moraes) 議員 (イギリス選出) である⁶¹。

(3) 最近の主な活動

LIBE は、2011 年に、専門家に要請して作成した研究報告「欧州連合における安全保障・情

⁵¹ 欧州連合運営条約 (Treaty on the Functioning of the European Union) 第 88 条。“Europol.” Europol website <<https://www.europol.europa.eu/>>

⁵² 欧州連合運営条約第 85 条。“Eurojust.” Eurojust website <<http://www.eurojust.europa.eu/Pages/home.aspx>>

⁵³ “European Parliament Committees: LIBE Civil Liberties, Justice and Home Affairs.” European Parliament website <<http://www.europarl.europa.eu/committees/en/libe/home.html>>

⁵⁴ 欧州議会は、必要に応じて、特別委員会 (欧州議会議事規則 (European Parliament Rules of Procedure) 第 197 条) や調査委員会 (同第 198 条) を設置することもできる。情報機関に関連して設置された例として、エシユロン盗聴システムに関する特別委員会 (2000 年)、アメリカ中央情報局 (CIA) が四人の移送及び不法拘禁のために欧州諸国を利用していたとの疑惑に関する特別委員会 (2006 年) がある。“Former temporary committees.” European Parliament website <<http://www.europarl.europa.eu/parlArchives/comArch/staticDisplay.do?language=EN&id=156>>

⁵⁵ 加盟国の閣僚で構成し、加盟国間における政策の調整等を行う (欧州連合条約第 16 条)。

⁵⁶ “About committees.” European Parliament website <<http://www.europarl.europa.eu/committees/en/about-committees.html>>

⁵⁷ 欧州議会議事規則付録第 6

⁵⁸ 欧州議会議事規則付録第 6 第 17 条

⁵⁹ 欧州議会議長及び各会派の代表者で構成され、議事日程、委員会の構成及び権限等を決定する (欧州議会議事規則第 26 条及び第 27 条)。

⁶⁰ 欧州議会議事規則第 199 条

⁶¹ “Members.” European Parliament website <<http://www.europarl.europa.eu/committees/en/libe/members.html>>

報機関の議会による監視」⁶²を公表した。加盟国の議会又は議会外の組織による安全保障・情報機関の監視に関する分析・評価のほか、EUにおける議会による情報機関の監視の強化に関する提言が記載されている。この提言は、欧州議会は Europol 等の情報機関から脅威の評価を受けるべきであること、欧州議会の Europol 等の監視は当該機関の政策、管理、財政に特化すべきであること、欧州議会は Europol 等の理事会の一員となるべきでないこと等を内容としている。

アメリカ連邦政府職員がアメリカ国家安全保障局（National Security Agency: NSA）による盗聴等の実態を内部告発した、いわゆるスノーデン事件に関連して、LIBE は、2013年に同局によるEU市民の監視に関する調査を行い、2014年2月に報告書⁶³を公表した。アメリカやイギリスの情報機関の元職員、EU加盟国の議会関係者、各種専門家からの意見聴取に基づく分析や提言が記載されている。これを受けて、欧州議会は、同年3月に同報告書に基づく決議⁶⁴を採択した。同決議に基づき、LIBEは、ベルギー議会、ドイツ連邦議会、イタリア議会と共同で、「欧州連合における情報機関の民主的監視に関する会議（Conference on the Democratic oversight of Intelligence services in the European Union）」を2015年5月に開催し、欧州議会議員、加盟国議会議員のほか情報機関の元職員や専門家が参加して意見交換を行った⁶⁵。また、2016年1月には、同決議に基づく欧州議会からの要請を受けてEU基本権機関（European Union Agency for Fundamental Rights: FRA）が作成した報告書⁶⁶について、同機関から説明を受けた⁶⁷。

2015年10月、LIBEは、アメリカ中央情報局（Central Intelligence Agency: CIA）が欧州諸国において囚人の移送及び不法拘禁を行った疑惑について公聴会を開催し、欧州議会議員のほかシンクタンクの研究者等が参加し、報告の聴取、意見交換等を行った⁶⁸。

3 秘密情報の取扱い

欧州議会の委員会で秘密情報を取り扱う場合には、委員のほかは、事前に委員長が指名した職員及び専門家のみが出席でき、会議で配付される資料には通し番号が付され、委員会終了後に回収される。資料のメモや複写はできない⁶⁹。

⁶² Policy Department C: Citizens' Rights and Constitutional Affairs, European Parliament, ed., *op.cit.*(12)

⁶³ Committee on Civil Liberties, Justice and Home Affairs, "REPORT on the US NSA surveillance programme, surveillance bodies in various Member States and their impact on EU citizens' fundamental rights and on transatlantic cooperation in Justice and Home Affairs 2013/2188(INI)," A7-0139/2014, 21 February, 2014. European Parliament website <<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//NONSGML+REPORT+A7-2014-0139+0+DOC+PDF+V0//EN>>

⁶⁴ この決議は、欧州議会が他のEUの機関及びEU加盟国に対して、デジタル化時代における基本権の保護を推進するよう要請し、その実施状況を監督すること等を内容としている。"European Parliament resolution of 12 March 2014 on the US NSA surveillance programme, surveillance bodies in various Member States and their impact on EU citizens' fundamental rights and on transatlantic cooperation in Justice and Home Affairs (2013/2188(INI))," P7_TA(2014)0230, 12 March, 2014. European Parliament website <<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//NONSGML+TA+P7-TA-2014-0230+0+DOC+PDF+V0//EN>>

⁶⁵ "DRAFT AGENDA INTERPARLIAMENTARY COMMITTEE MEETING European Parliament - National Parliaments Conference on the Democratic oversight of Intelligence Services in the European Union," *op.cit.*(49)

⁶⁶ European Union Agency for Fundamental Rights, *Surveillance by intelligence services: fundamental rights safeguards and remedies in the EU*, Luxembourg: Publications Office of the European Union, 2015. <http://fra.europa.eu/sites/default/files/fra_uploads/fra-2016-surveillance-intelligence-services_en.pdf>

⁶⁷ "DRAFT AGENDA, Meeting: Monday 25 January 2016, 15.00-19.00." European Parliament website <<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//NONSGML+COMPARL+LIBE-OJ-20160125-1+02+DOC+PDF+V0//EN>>

⁶⁸ "Hearings: 13-10-2015 – Alleged transportation and illegal detention of prisoners in the EU by CIA," 30.11.2015. European Parliament website <<http://www.europarl.europa.eu/committees/en/libe/events-hearings.html?id=20151013CHE00199>> なお、このCIAの疑惑については、2006年に欧州議会に特別委員会が設置された。前掲注(54)参照。

⁶⁹ 欧州議会議事規則付録第7A章第3項

欧州議会議員は、秘密情報に接するためには、適性評価を受けなければならない⁷⁰。適性評価は、所定の方法により、加盟国の所管当局が行う⁷¹。秘密情報を漏示した場合には、①戒告、②2～10日間の歳費支給停止、③2～10日間の議会活動の全部又は一部への参加禁止、④議会内役職の停止又は解任、のいずれかの懲罰を受ける⁷²。

欧州議会の職員は、職務上の必要がある場合に限り秘密情報に接することができるが、そのためには、加盟国の所管当局が所定の方法で行う適性評価を受けなければならない⁷³。職員は、権限なく未公表の情報を開示してはならず⁷⁴、職員が義務に違反した場合には、任命権者が、免職、降任、1～23か月の昇任延期、戒告、書面による警告等の措置を講ずることができる⁷⁵。

おわりに

以上、イタリア議会、ベルギー議会及び欧州議会における情報機関の監視について概観してきた。EU加盟各国の情報機関の活動は、各加盟国の所管事項であることから、欧州議会は直接的には情報機関の監視を行っていないが、イタリア議会では常設の委員会が情報機関の監視機能を担っている。ベルギーでは、下院が任命した専門家から成る独立機関が情報機関の活動を監視し、下院委員会が当該機関を監督している。

各国でテロが頻発するようになった現在、テロ対策としての情報機関の活動が活発化しており、時に人権侵害を招きかねないその活動の監視の重要性も増している。我が国においても、両議院の情報監視審査会が本格的に活動を開始しており、諸外国の取組は、今後の活動の参考になるとと思われる。

⁷⁰ 欧州議会議事規則付録第7E章附属文書1第11.1項及び第11.2項

⁷¹ 欧州議会議事規則付録第7E章附属文書1第11.3項

⁷² 欧州議会議事規則第166条

⁷³ 欧州議会議事規則付録第7E章附属文書1第12.1項、第12.2項及び第12.3項

⁷⁴ 欧州共同体職員規則 (Staff Regulations of officials and the conditions of employment of other servants of the European Communities) 第17条

⁷⁵ 欧州共同体職員規則第9附属文書第9条